

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年12月25日
【中間会計期間】	第25期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	株式会社セントクreekゴルフクラブ
【英訳名】	St.CREEK GOLF CLUB CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 是 枝 昌 和
【本店の所在の場所】	愛知県豊田市月原町黒木1番地1
【電話番号】	0565 - 64 - 2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 宮 本 眞 剛
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊田市月原町黒木1番地1
【電話番号】	0565 - 64 - 2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 宮 本 眞 剛
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期中	第24期中	第25期中	第23期	第24期
会計期間	自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日	自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日	自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日	自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日
売上高 (千円)	122,884	170,645	165,279	243,399	341,495
経常利益 (千円)	13,596	6,772	13,755	33,327	38,842
中間(当期)純利益 (千円)	12,261	6,147	11,363	31,719	34,728
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 47,800 優先株式 8,064	普通株式 47,800 優先株式 8,064	普通株式 47,800 優先株式 8,064	普通株式 47,800 優先株式 8,064	普通株式 47,800 優先株式 8,064
純資産額 (千円)	4,530,396	4,556,001	4,595,946	4,549,853	4,584,582
総資産額 (千円)	4,666,105	4,892,922	5,056,810	4,802,631	4,877,088
1株当たり純資産額 (円)	234,348.60	233,821.36	232,994.12	233,945.74	233,227.63
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	252.29	124.38	233.51	655.14	718.11
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)	普通株式 優先株式	普通株式 優先株式	普通株式 優先株式	普通株式 優先株式	普通株式 優先株式
自己資本比率 (%)	97.1	93.1	90.9	94.7	94.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	55,282	102,163	110,895	31,147	50,920
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	80,939	62,089	31,314	125,076	101,470
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,991	30,175	44,475	44,094	74,865
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	81,943	131,008	209,130	60,758	85,073
従業員数 (名)	1	1	1	1	1

(注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、損益等に与える影響がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	1
---------	---

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 当社は、ゴルフ場事業の単一セグメント・単一事業部門であるため、ゴルフ場全体での従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、娯楽などのサービス産業においては好調が見られる一方で、人手不足や物価高のコスト圧力に直面しています。

当社におきましては、近年の自然災害や設備の老朽化リスクの高まりから、設備トラブルによる損失や競争力低下の懸念があります。そのため、災害対策や設備更新・保守への投資は一時的に利益を圧迫しますが、事業の継続と将来的な付加価値の創出には欠かせないものと考えます。

具体的には、毎年の酷暑に伴うグリーン状態の悪化に対応するため、ウエスト3番グリーン左奥にミスト機能付きグリーンファン1基、その他12カ所にグリーンファンを設置いたしました。さらに、耐暑性の高い新しい世代のベントガラスへの切り替えを目的とした、3カ年計画（10月開始）での9ホール毎のグリーンの改修工事も決定しております。また、芝生管理の根幹をなす水源確保については、第8号井戸の水質調査、新設、及び関連インフラ工事を実施することを決定しました。併せて、クラブハウス及びコース内で使用する第6号井戸の汲み上げポンプ清掃工事も行い、施設運営に不可欠な水に関して水量・水質・水温を安定的に確保することに注力いたしました。

次に、前年度に引き続き、猛暑日でも涼しく快適にラウンドできるよう、クーラー付き乗用カートに10台増車しました。加えて、経年劣化した乗用カートを対人対物・反応減速停止システム（effi-vision）を搭載した新型カートへ切り替えを進めることで、走行中のトラブルや衝突リスクを大幅に低減しています。最新の快適性と安全性を兼ね備えた設備を導入することで、プレーヤーの満足度向上と当ゴルフ場のブランドイメージ強化を図ります。

当社がリゾートトラストゴルフ事業株式会社に運営委託しているセントクリークゴルフクラブの当中間会計期間の来場者数は28,008名、前年同期比3,890名（12.2%）減少しました。会員来場者数は15,854名と前年同期比1,426名（8.3%）減少し、ゲスト来場者数も12,154名と前年同期比2,464名（16.9%）減少しました。メンバー比率は前年同期比2.4ポイント上昇し56.6%となりました。

当中間会計期間の当社の売上高は、年会費収入とリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託手数料収入等で構成されており、165,279千円（前年同期比3.1%減）となりました。一方、販売費及び一般管理費は165,628千円（前年同期比2.8%減）となりました。

その結果、営業損失349千円（前年同期、営業利益171千円）、経常利益13,755千円（前年同期比103.1%増）、中間純利益は11,363千円（前年同期比84.9%増）となりました。

前事業年度末に比べ、資産は179,722千円増加の5,056,810千円、負債は168,358千円増加の460,864千円、純資産は11,363千円増加の4,595,946千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ124,056千円増加し、209,130千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、110,895千円（前年同期は102,163千円の増加）となりました。これは減価償却費が30,068千円あったこと、前受収益の増加額が89,248千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、31,314千円（前年同期は62,089千円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が31,314千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の増加は、44,475千円（前年同期は30,175千円の増加）となりました。これは、長期借入れによる収入が50,000千円あったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社はゴルフ場の管理を行っている会社のため、生産実績及び受注実績については該当事項はありません。

販売実績

区分	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
運営委託契約等による手数料収入	94,500	23.3	89,600	5.2
年会費収入	74,445	64.9	74,058	0.5
その他	1,700	58.0	1,621	4.6
合計	170,645	38.9	165,279	3.1

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
リゾートトラストゴルフ事業(株)	94,500	55.4	89,600	54.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

資産合計は、5,056,810千円となり、前事業年度と比べて179,722千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が124,056千円増加したこと等によるものです。

負債合計は、460,864千円となり、前事業年度と比べて168,358千円の増加となりました。これは主に、未払金が21,725千円増加したこと、前受収益が89,248千円増加したこと、長期借入金が50,000千円増加したこと等によるものです。

純資産合計は、4,595,946千円となり、前事業年度と比べて11,363千円の増加となりました。これは中間純利益を計上したことによるものです。

経営成績については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、既存施設の維持・管理を目的とした設備投資に必要な資金及びその他の所要資金には手元資金を充当することを基本的な方針とし、必要に応じてグループ会社からの借入等による資金調達を行うこととしております。

なお、当中間会計期間末における有利子負債の残高は287,714千円、現金及び現金同等物の残高は209,130千円となっております。

4 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	75,000
優先株式	20,000
計	95,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,800	47,800	非上場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1、4
優先株式	8,064	8,064	同上	優先的配当を受ける権利を有する株式(注)2、3、4
計	55,864	55,864		

(注) 1 普通株式の内容

- (1) 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
- (2) 普通株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

2 優先株式の内容

- (1) 普通株式に優先して、1株につき年50円を限度として利益配当金(以後「優先配当金」という)を受けません。
- (2) 優先配当金が支払われた後の残余の利益に対しては、配当を受ける権利を有しません。
- (3) 優先配当金の全部、又は一部が支払われていないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、優先配当金に先立ってこれを受けるものとします。
- (4) 優先株式の株主は、その所有する優先株式については、株主総会における議決権を有しないものとします。ただし、下記の場合を除くものとします。
 - ア) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部、または一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されないときはその定時総会の時から、議決権を有します。
 - イ) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部、または一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときはその定時総会終結の時から、議決権を有します。
- (5) 優先株式の株主は、当社の残余財産の分配につき、その優先株式1株につき195万円を限度として、普通株式の株主に優先して分配を受けます。
- (6) 優先株式の株主は、(5)の優先分配が行なわれた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しません。
- (7) 優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。
- (8) 優先的配当を受ける権利を有する株式です。

3 当社は、定款の定めにより優先株式を引き受ける者の募集について、優先株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとしております。

4 当社は、単元株制度を採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年9月30日		55,864 (普通株式 47,800 優先株式 8,064)		100,000		3,925,727

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
岡崎クラシック(株)	愛知県岡崎市岩中町1	6,592 [6]	11.8 [0.0]
多治見クラシック(株)	岐阜県多治見市小名田町1	3,104 [4]	5.6 [0.0]
リゾートトラスト(株)	名古屋市中区東桜2-18-31	2,476 [86]	4.4 [0.2]
(有)テラシマ企画	愛知県岡崎市稲熊町字赤松1-22	156 []	0.3 []
(株)永光	愛知県岡崎市大和町上河原18-1	156 []	0.3 []
(株)ワークプラス	名古屋市港区神宮寺1-104	82 [4]	0.1 [0.0]
N'sF(有)	愛知県岡崎市竜美東1-3-29	82 [4]	0.1 [0.0]
(株)オフィス青山	愛知県尾張旭市大塚町3-6-6	82 [4]	0.1 [0.0]
(有)K'z medicine cabinet	名古屋市緑区浦里4-102-1	79 [1]	0.1 [0.0]
(株)森部重量	愛知県あま市七宝町遠島七反田524-39	79 [1]	0.1 [0.0]
(株)トスコ	名古屋市中村区則武1-7-13	79 [1]	0.1 [0.0]
計	-	12,967 [111]	23.2 [0.2]

(注)〔内書〕は、優先株式の株式数及び割合であります。なお、優先株式は全て議決権が発生しているため、所有議決権数別の記載は省略しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,800	47,800	優先株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の注記に記載しております。
	優先株式 8,064	8,064	
単元未満株式			
発行済株式総数	55,864		
総株主の議決権		55,864	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、篠藤公認会計士事務所 公認会計士 篠藤敦子により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	85,073	209,130
売掛金	8,052	10,802
その他	2,869	2 12,590
貸倒引当金	6,413	6,500
流動資産合計	89,582	226,023
固定資産		
有形固定資産	1 488,266	1 526,729
投資その他の資産		
投資有価証券	63,411	63,411
関係会社株式	0	0
差入保証金	16,486,900	16,476,400
その他	10,327	9,645
貸倒引当金	12,261,400	12,245,400
投資その他の資産合計	4,299,239	4,304,057
固定資産合計	4,787,506	4,830,787
資産合計	4,877,088	5,056,810
負債の部		
流動負債		
リース債務	10,743	13,425
未払法人税等	1,250	625
その他	18,338	129,345
流動負債合計	30,332	143,395
固定負債		
長期借入金	135,000	185,000
リース債務	83,994	89,289
退職給付引当金	43,179	43,179
固定負債合計	262,173	317,468
負債合計	292,505	460,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	3,925,727	3,925,727
資本剰余金合計	3,925,727	3,925,727
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	558,855	570,219
利益剰余金合計	558,855	570,219
株主資本合計	4,584,582	4,595,946
純資産合計	4,584,582	4,595,946
負債純資産合計	4,877,088	5,056,810

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
売上高	170,645	165,279
売上総利益	170,645	165,279
販売費及び一般管理費	170,473	165,628
営業利益又は営業損失()	171	349
営業外収益	1 7,675	1 15,970
営業外費用	2 1,075	2 1,866
経常利益	6,772	13,755
特別損失	0	1,084
税引前中間純利益	6,772	12,670
法人税、住民税及び事業税	625	625
法人税等調整額		681
法人税等合計	625	1,306
中間純利益	6,147	11,363

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	3,925,727	3,925,727	524,126	524,126	4,549,853	4,549,853
当中間期変動額							
中間純利益				6,147	6,147	6,147	6,147
当中間期変動額合計				6,147	6,147	6,147	6,147
当中間期末残高	100,000	3,925,727	3,925,727	530,274	530,274	4,556,001	4,556,001

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	3,925,727	3,925,727	558,855	558,855	4,584,582	4,584,582
当中間期変動額							
中間純利益				11,363	11,363	11,363	11,363
当中間期変動額合計				11,363	11,363	11,363	11,363
当中間期末残高	100,000	3,925,727	3,925,727	570,219	570,219	4,595,946	4,595,946

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	6,772	12,670
減価償却費	26,370	30,068
貸倒引当金の増減額 (は減少)	7,638	15,913
退職給付引当金の増減額 (は減少)	3,233	
受取利息	4	35
支払利息	1,075	1,866
固定資産除却損	0	1,084
売上債権の増減額 (は増加)	2,280	2,750
前受収益の増減額 (は減少)	74,622	89,248
その他	4,239	2,264
小計	104,485	113,975
利息の受取額	4	35
利息の支払額	1,075	1,866
法人税等の支払額	1,250	1,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	102,163	110,895
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	62,089	31,314
投資活動によるキャッシュ・フロー	62,089	31,314
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	35,000	50,000
リース債務の返済による支出	4,824	5,524
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,175	44,475
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	70,249	124,056
現金及び現金同等物の期首残高	60,758	85,073
現金及び現金同等物の中間期末残高	131,008	209,130

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ 関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 年会費収入

会員から年会費を受け取っております。年会費の受け取りに対するサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(2) 運営委託契約等による手数料収入

リゾートトラストゴルフ事業株式会社にゴルフ場の運営を委託しており、当社ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料を受け取っています。手数料の受け取りに対するサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	302,975千円	332,487千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
受取利息	4千円	35千円
貸倒引当金戻入額	7,638千円	15,913千円

2 営業外費用の主要項目

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
支払利息	1,075千円	1,866千円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	26,370千円	30,068千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	47,800			47,800
優先株式(株)	8,064			8,064
合計(株)	55,864			55,864

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	47,800			47,800
優先株式(株)	8,064			8,064
合計(株)	55,864			55,864

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	131,008千円	209,130千円
現金及び現金同等物	131,008千円	209,130千円

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として太陽光発電設備（機械及び装置）及び乗用カート（車両運搬具）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照ください。）。また、「現金及び預金」「売掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	63,410	246,257	182,847
(2) 差入保証金	16,486,900		
貸倒引当金 (1)	12,261,400		
	4,225,500	4,225,500	
資産計	4,288,910	4,471,757	182,847
(1) 長期借入金	135,000	135,000	
(2) リース債務 (2)	94,737	90,088	4,648
負債計	229,737	225,088	4,648

(1) 差入保証金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 1年内返済予定のリース債務については、リース債務に含めて表示しております。

当中間会計期間（2025年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	63,410	245,575	182,164
(2) 差入保証金	16,476,400		
貸倒引当金 (1)	12,245,400		
	4,231,000	4,231,000	
資産計	4,294,410	4,476,575	182,164
(1) 長期借入金	185,000	185,000	
(2) リース債務 (2)	102,714	96,370	6,344
負債計	287,714	281,370	6,344

(1) 差入保証金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(2) 1年内返済予定のリース債務については、リース債務に含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)	当中間会計期間(千円)
投資有価証券(非上場株式)	1	1
関係会社株式(非上場株式)	0	0

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2025年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券		246,257		246,257
差入保証金		4,225,500		4,225,500
資産計		4,471,757		4,471,757
長期借入金		135,000		135,000
リース債務		90,088		90,088
負債計		225,088		225,088

当中間会計期間（2025年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券		245,575		245,575
差入保証金		4,231,000		4,231,000
資産計		4,476,575		4,476,575
長期借入金		185,000		185,000
リース債務		96,370		96,370
負債計		281,370		281,370

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は、会員権流通市場における相場価格から算出した価格をもって時価としており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、貸倒懸念債権であり、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は貸借対照表価額から当該貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元金合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	0千円	0千円
持分法を適用した場合の投資の金額	0千円	0千円

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	千円	千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	金額(千円)
年会費収入	74,445
運営委託契約等による手数料収入	94,500
その他	1,700
顧客との契約から生じる収益	170,645
外部顧客への売上高	170,645

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

	金額(千円)
年会費収入	74,058
運営委託契約等による手数料収入	89,600
その他	1,621
顧客との契約から生じる収益	165,279
外部顧客への売上高	165,279

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ゴルフ場事業のみの単一のセグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 サービスごとの情報

当社はゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
リゾートトラストゴルフ事業(株)	94,500千円	ゴルフ場事業

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 サービスごとの情報

当社はゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
リゾートトラストゴルフ事業(株)	89,600千円	ゴルフ場事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	233,227円63銭	232,994円12銭

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益	124円38銭	233円51銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	6,147	11,363
普通株主に帰属しない金額(千円)	201	201
(うち優先配当額(千円))	(201)	(201)
普通株式に係る中間純利益(千円)	5,945	11,161
普通株式の期中平均株式数(株)	47,800	47,800

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第24期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月27日東海財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月24日

株式会社セントクリークゴルフクラブ
取締役会 御中

篠藤公認会計士事務所
大阪府大阪市
公認会計士 篠藤 敦子

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セントクリークゴルフクラブの2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セントクリークゴルフクラブの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。